

2) アダプト制度について

～市民協働のススメ～

調査部研究員 深澤 亘

アダプト制度の誕生

「アダプト制度」をご存知ですか？アダプト制度（以下「制度」といいます。）は、1985年頃アメリカテキサス州において「アダプト・ハイウェイ・プログラム」の名称で初めて導入されました。この州では、州運輸局が管理する高速道路でのごみの散乱がひどく、毎年増え続ける清掃費用に頭を悩ませていました。そこで、市民に道路を維持管理してもらう目的で協力を呼びかけたのが始まりです。

この制度は、本来自治体が管理すべき公共施設等を、市民や企業が自発的かつ責任をもってボランティアで維持管理をしてもらうことが目的であり、別名「公共施設里親制度」とも呼ばれています。現在では、アメリカにとどまらず世界各国に普及しています。日本においても平成10年頃から導入され、今では全国の自治体で様々な事業が行われています。

制度の概要

制度の対象となる事業には、主に道路や公園等の維持管理が挙げられます。自治体が地域住民や民間企業（以下「地域住民等」といいます。）と契約（合意文書）を結ぶことで、自治体からは道具や資材を提供・支援し、地域住民等は定期的に公共施設の清掃や整備等を行います。自治体にとっては、公共施設の維持管理と経費削減が図れるとともに、地域住民等にとっては、地域社会における活動機会の提供や住民意識の向上につながります。この制度は市民協働の有効な手段のひとつとして導入されています。

多摩地域の現状

近年は多摩地域でも多くの自治体でこの制度が導入されています。事業名称も様々で、「サポーター制度」「協力員制度」「パートナー制度」などと呼ばれることもあります。道路や公園等での清掃・整備における導入例が比較的多く見受けられます。

それでは多摩地域での事例を紹介します。

事例1 稲城市 — 道路や公園等の管理 —

稲城市では、平成14年7月に「稲城市公共施設アダプト制度実施要綱」を作成し、市が管理する道路や公園等の公共施設を、市民の自主的な活動で、市と協働で管理する制度として、翌8月からスタートしました。きっかけは、平成13年に開かれた「多摩ニュータウンサミット」での意見交換会の中で、市民協働の話が挙がり、共同宣言に盛り込まれたことによります。

活動例は、道路や公園等における清掃、花植えなどが多く、当初7団体であった登録団体数も、現在は61団体に増えています。取材した市の担当者は、「行政側としては頻りに公共施設の清掃ができないのが現状です。したがって、この制度を活用し、市民（協働管理者）がまちの美化に寄与して下さることで本当に助っています。また、市民にも行政に任せっきりにしないで、自らがまちの美化にボランティアとして貢献している、という意識が生まれました。この制度は、市民が自発的に取り組むことに意義があります。また町の美化が進むと、不法投棄の抑制にもつながります。」と制度のメリットについて話してくれました。

ただ課題もあります。稲城市では団体の構成年齢が高く、若い年代の方の加入が少ないようです。



▲稲城市の協働管理者（アダプト団体）により整備された公園の花壇

そのため、登録団体数もここ数年伸び悩み、逆に高齢化により活動が出来なくなる団体が発生している現状があるようです。担当課としても、この点に関してが、アダプト制度を推進していくうえでの今後の課題であるとのことでした。

事例2 福生市 — 違反広告物の撤去 —

多摩地域では、比較的公園や道路等の維持管理においてこの制度が導入されるケースが多い中、福生市ではこの他に、市内で違法に貼られた広告物等の撤去について市民に協力を募る、という方法でこの制度を導入しています。

きっかけは捨て看板や貼り紙等による地域景観上の問題と教育上の問題が市民から指摘されたことによります。制度導入以前から市で違反広告物の撤去を行ってはいましたが、なかなか改善されませんでした。そこで安全な歩行空間の確保及び良好な都市景観の維持・向上を図ることを目的に、違反広告物の撤去を市民と行政が一体となって取り組んでいこうということになり、「福生市違反広告物撤去協力員制度実施要綱」を作成し、平成

16年度からこの制度がスタートしました。

この事業を開始して以来、図1のとおり撤去数が激減しました。これは市民が参加することにより、捨て看板や貼り紙などの掲示抑制効果が高まった結果であるということがうかがえます。

市では、活動を継続的に実施していくことが、各地域の連帯感の向上や広告物の掲示抑制にもつながることから、引き続きホームページなどで協力員の参加を募っています。



(図1) 制度開始からの撤去数
(福生市から提供のデータに基づき作成)

【参考：都電荒川線沿線バラ植栽事業】

ここで多摩地域では見かけない事業を紹介します。

この事業は、今では都内で唯一となった都電「荒川線」の荒川区域内沿線をバラの花で包もうというものです。

荒川区では、沿線の一部について、バラ花壇の維持管理をボランティア団体「荒川バラの会」に任せており、同会が自らの責任において、バラの剪定や施肥などを行っています。一方、区では、用具の貸与、ボランティア保険加入のほか、側面的な支援として会員を対象とするバラの育て方講習会や見学会を実施しており、アダプト制度が上手く機能しています。

現在、荒川線の区内延長約4.8kmのうち、植栽可能な約4kmの区間に約140種13,000株のバラが植えられています。



▲バラの会の維持管理により見事に植栽されたバラと都電

まとめ

以上見てきたように、この制度は、自治体側の要望のみではなく、地域住民等自らが、自覚と責任をもってまちづくりの一翼を担うということに大きな意義があるといえます。

ただ、多摩地域の多くの自治体では、清掃用具の提供、備品の貸し出しや傷害保険の加入といっ

た活動に対する直接的な支援が多いようです。はじめはそれでも十分だとは思いますが、将来的には荒川区のように、住民に対して側面的な支援も行えるような方法を考えてみるのも、一考ではないでしょうか。